

『源平闘諍録』における略述性

高山利弘

日本文化研究室

Abbreviated expression in “*Genpei-tojoroku*”

Toshihiro TAKAYAMA

Japanese Culture

群馬大学社会情報学部研究論集

第16巻 165～175頁 別刷

2009年3月31日

*reprinted from*

JOURNAL OF SOCIAL AND INFORMATION STUDIES

No. 16 pp. 165—175

Faculty of Social and Information Studies

Gunma University

Maebashi, Japan

March 31, 2009

【研究ノート】

## 『源平闘諍録』における略述性

高山 利 弘

日本文化研究室

### Abbreviated expression in “*Genpei-tojoroku*”

Toshihiro TAKAYAMA

Japanese Culture

#### Abstract

About “*Genpei-tojoroku*” that is one different text on “*heike-monogatari*”, this paper deals with the problems of the abbreviation expression.

#### 要 旨

本論文は、『平家物語』の一異本である『源平闘諍録』について、その略述表現をめぐる問題を論じたものである。

【研究ノート】

## 『源平闘諍録』における略述性

## 一

『平家物語』の一異本『源平闘諍録』（以下、『闘諍録』と略す）は、千葉氏を中心とする東国武士団の伝承が数多く取り込まれた、特異な真名字表記をとるテキストである。

しかし、現存本文は卷一之上・下、卷五、卷八之上・下の五巻のみであり、一般の『平家物語』のように、物語として完結した内容とはいえないこと、しかも独自の巻立てをとっていること等のためか、従来からこのテキストに取り組んできた平家物語研究者は多くはなく、その状況は現在も変わっていないといっている。

その意味では、文学研究の側では、長らく研究が停滞している状況にあるといえるのだが、近年は、歴史学研究の分野から、『闘諍録』に取り入れられている独自の東国記事あるいは伝承の分析を通して、『闘諍録』の成立年代についての発言がなされている点が目まぐるしく見られる。

高山 利 弘

日本文化研究室

現存の『闘諍録』は、卷一之下には「本云建武四年二月八日 文和四年三月廿三日書之也」という奥書がある。これによれば、「建武四（一三三七）年」の奥書を有する本文を、「文和四（一三五五）年」に転写したことが知られる。両者の隔たりは十八年と比較的近いことになるが、福田豊彦氏は卷五に見える、千葉氏の危機を妙見菩薩が救ったという独自説話を手がかりに、この説話の成立時期を十三世紀末から十四世紀初頭と見、『闘諍録』の成立は、この奥書に近い頃であるとの見解を示された。<sup>①</sup>一方、野口実氏は、千葉氏の妙見信仰がかなり古い段階にまで遡りうるとの外部徴証から、『闘諍録』の成立時期をさらに引き上げ、十三世紀半ばには成立していたという見解を示された。<sup>②</sup>その後、両氏は成立時期をめぐって議論が交わされるが、<sup>③</sup>決着を見る段階には至っていない。

『闘諍録』成立時期について、福田氏と野口氏の見解には、およそ数十年の隔りがある。ただし、『闘諍録』には妙見説話の撰取がなされていること、それは危機的な状況にあった千葉氏一族の統合

を目指したものであったという点はおおむね一致しており、ともに共通認識といえる。妙見説話の成立時期をどう見るかによって、数十年の隔たりが生じることも、その意味ではやむを得ないともいえるが、両者の主張の対立は、千葉氏一族の危機をどのあたりに見定めるのかということについての見解の相違ということになる。

こうした文学テキストを離れた歴史事実の認定は、文学研究の側からは難しい問題ではあるが、歴史学研究から提示された成立時期をめぐる仮説に対しては、文学研究の側からの検証がなされねばならないだろう。千葉氏関係記事が増補されていることから、『鬪諍録』が東国において成立したであろうこと、すでに成立していた『平家物語』をもとにして作られたテキストであることは、現時点では基本的事項としておおむね認定されているといつてよいだろう。しかし、特に後者の問題——『鬪諍録』が依拠した『平家物語』テキストはどのようなものかという点については、『平家物語』の諸本研究の状況ともかかわり、現在、大きな問題をかかえていると言わざるを得ない。

見解の相違はあるにせよ、『鬪諍録』の成立を十三世紀〜十四世紀と見る場合、『鬪諍録』が依拠した可能性のある『平家物語』テキストとして、延慶二、三（一三〇九、一〇）年の奥書を有する延慶本平家物語（以下、延慶本）が注目されてきたのは自然な成り行きであらう。

現存の延慶本は、その奥書から、延慶二、三（一三〇九、一〇）年に書写された本文を、さらに応永二十六、七（一四一九、二〇）

年に書写したものであることが知られている。奥書の年次を信ずるならば、建武四年に成立していたと思われる『鬪諍録』に先立つ二十八年前には延慶本が存在していることになり、明確かつ時間的にも近接するこれらの書写年次の記述は、両者の関係を考える上でかなりの説得力を持つといえるであろう。

初の注釈書として刊行された講談社学術文庫『源平鬪諍録全注釈（上・下）』（福田豊彦・服部幸造、一九九九）では、こうした状況をふまえて、

「延慶本」に近い平家物語が東国に流布し、『鬪諍録』原本の底本とされた……。 （下巻「あとがき」 五四二ページ）

と記され、『鬪諍録』本文を、東国流布の延慶本的な『平家物語』本文からの省筆・略述という視点で捉えている。従来、延慶本をめぐっては、現存の応永書写本は延慶年間の写本を忠実に書写しているとして、延慶本を最古態本として位置づける根拠とされてきたが、近時、応永書写本に至るまでにさまざまな手が加えられている可能性がある<sup>(4)</sup>ことが明らかになり、現存の応永書写の延慶本をもって建武四年に先立つ本文と見ることは慎重を期すべき状況にある。また、早川厚一氏は、『鬪諍録』巻八之上・下の二巻には南都本の本文の流入が見られることを検証されており、いずれにしても、『鬪諍録』が依拠したであろう先行の『平家物語』本文の問題については、延慶本的本文との見方にこだわることなく、あらためて検討されるべき時期に至っていると思われる。

## 二

『闘諍録』の本文をめぐっては、これまで、先行本文からの省筆あるいは略述が指摘され、表現の上で飛躍や混乱あるいは方法上の欠陥があるという指摘がなされてきた。それはたとえば松波久子氏が示された一例、巻一之上「十八 山門大衆、捧<sub>レ</sub>神興<sub>一</sub>下洛事」の一文、

藏人の左少弁兼光、仰せを蒙つて、先例を大外記に尋ね申されけり。又殿上に公卿僉議有り。保安四年の例に任せて、祇園の別当に仰せて、彼の社に入れ奉り、本山に送り奉るべき由、議定有り。

をあげることができよう。<sup>(6)</sup> 白山事件を引き起こした師高・師経兄弟の処罰を求めて強訴した山門大衆をめぐる公卿僉議を描く場面であるが、他の諸本における該当本文は、たとえば延慶本をもって示すと、

藏人左少弁仰ヲ奉テ、先例ヲ出羽守師尚ニ被<sub>レ</sub>尋。保安四年<sub>卯癸</sub>七月神興入洛ノ時ハ、座主ニ仰テ、神興本山へ被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>送。又保安四年<sub>午戌</sub>御入洛ノ時ハ、祇園ノ別当ニ仰テ、神興祇園社奉<sub>レ</sub>送。ト勘申ケレバ、殿上ニテ公卿僉議有テ、「今度ハ可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>保延例」トテ、「神興ヲ祇園社へ可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>渡」之由、諸卿一同ニ被<sub>レ</sub>申ケレバ、…… (卷一 卅七 毫雲事)

となる。長門本・四部本・覚一本もほぼ同様であり、延慶本によれば、傍線部分に見るように、保安の例によるのであれば神興は赤山

(傍線部分「本山」は「赤山」の誤り)へ入れるべきであり、保延の例によるのであれば祇園へ神興を入れるべきだということを、

『闘諍録』は保安と保延の例を一つにしてしまい、へ保安の例に従って、神興を祇園へ入れた」とする齟齬が生じているのである。ちなみに『一代要記』も延慶本と同様である。<sup>(6)</sup> したがって、この部分に關する限り、『闘諍録』の略述性あるいは抄出的傾向および文脈の飛躍が指摘できるのであるが、南都本および『盛衰記』を見ると、

・『盛衰記』  
藏人左少弁兼光仰ヲ奉テ、先例ヲ大外記師尚ニ被<sub>レ</sub>尋ケル上、院ノ殿上ニテ公卿僉議アリ。保安四年ノ例トテ、神興ヲ祇園社へ可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>渡之由、諸卿各申ケレバ、… (卷四)

・南都本  
院ノ殿上ニテ俄ニ公卿僉議アリ。藏人左少弁兼光ニ仰テ、先例ヲ大外記師尚ニ尋ラル。保安四年七月ニ神興入洛ノ時、祇園別当ニ仰テ祇園社へ入レ奉ル。今度モ保安ノ例タルベシ。トテ、… (卷一)

とあるように、『闘諍録』同様の本文となっていることから、『闘諍録』の当該箇所が、延慶本の本文からの抄出あるいは略述に由来するとは断定できないことになる。仮に、南都本・『盛衰記』的な本文をふまえているとするならば、延慶本の本文を前提とした場合に指摘しうる文脈の飛躍や混乱は、南都本や『盛衰記』の問題でもあり、『闘諍録』固有の問題に帰することはできないことになる。むしろその場合、『闘諍録』の作者は、歴史事実としては齟齬のある先行本

文の内容を無批判に取り込んでいることになる。したがって、『鬪諍録』に見える省筆・略述による文脈の飛躍や混乱は、『鬪諍録』作者によってなされたのではなく、『鬪諍録』が依拠した先行本文に起因する可能性についても考慮する必要がある。少なくとも、延慶本本文の存在を前提とした『鬪諍録』の本文の検討は一考を要すると思われるのである。

三

『鬪諍録』の略述性の問題を考えるに際し、小稿において検討対象とするのは、巻一以下の冒頭の天台座主明雲をめぐる一連の叙述である。まずは対象部分の本文を示す。

㉑「一 天台座主明雲大僧正、被<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>公上<sub>ニ</sub>事」

安元三年五月五日、天台座主明雲大僧正、公上<sub>くじやう</sub>を止めらる。藏人を遣はして、御本尊を召し返す。即て、神輿を振り奉る大衆の張本を召さるべしと云々。「加賀国に座主の御坊領在り、師高停廃の間、其の宿意に依り、門徒の大衆を語らひて訴訟を致されければ、既に朝家の御大事に及ばんと欲<sub>す</sub>」と、西光法師父子共に讒奏せしむる故に、法皇大きに逆鱗有つて、殊に座主を重罪に行はるべき由、思食されけり。

㉒「二 宮、成<sub>ニ</sub>天台座主<sub>ニ</sub>事」

同じき七日、宮、天台座主に成らせたまふ。覺快法親王是れなり。鳥羽院の第七の皇子、故青蓮院の大僧正行玄の御弟子なり。五十六代の座主に相ひ当たり給ふ。伝教大師の記文に云はく、「王子、天台座主に成りたまはば、末世と思ふべし」と。「世既に末に臨めり」と人申し逢へり。

㉓「三 明雲、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>罪科<sub>ニ</sub>宣旨<sub>ニ</sub>状」

同じき日、明雲僧正を罪科に処すべき宣旨の状に称<sub>いは</sub>く、

以下、宣旨本文の引用は省略

㉔「四 山門大衆奏聞状 并送<sub>ニ</sub>副入道相国方<sub>ニ</sub>之状」

同じき十二日、前の座主明雲僧正〔顕通大納言の御子なり。〕、所職を止められ、檢非違使二人を付けて水火の責めに及ばしむ。剩へ十五日、死罪<sub>一</sub>等を減じて遠流せらるべしと、法家に勘へ申さしむる由、其の聞え有り。大衆、又奏状を捧<sub>た</sub>げて天聴を驚かす。其の奏聞の状に云はく、

以下、奏聞状本文の引用は省略

抑、此の状を誰に就きて奏聞すべきかの由、僉義せしむる程に、福原の入道大相国に申すべしと、定め訖んぬ。此れに

依つて十七日、又奏聞の状に私の状を副へて送らしむ。其の状に云はく、

以下、清盛宛の私の状の引用は省略

とこれを書き、所司等を以つて福原へ遣はす。其上、大衆猶參洛すべき由、風聞有りければ、内裏並びに院の御所法住寺殿に軍兵等を召されける間、京中何と無く騒ぎ逢へり。

㊦「五 明雲罪過被定輕重」僉議

同じき廿日、前の座主罪科の事を僉議せられんが為に、太政大臣・左右大臣已下、公卿十三人參内せしむ。陣の座に列して各<sup>おの</sup>定め申されけり。

其の中に太政大臣師長・右衛門督藤原朝臣忠親・左大弁宰相長方朝臣等、法家の勘文に任せて定め申されけるは、「早く死罪一等を減じて遠流せらるべき条、彼の明雲大僧正は兼学顯密、淨行持律の上、一乗妙經を以つて公家に授け奉り、菩薩戒を以つて法皇〔後白川是れなり。〕に授け奉る。而るに忽に還俗せしめて流刑に処する条、頗る猶預に及ぶべき議か。宜く勅定在るべし」と、憚る所無く申されければ、当座の諸卿、悉く長方卿の儀に付き、同じ申されけれども、法皇の御感齎り深かりげれば、遂に流罪に定められにけり。

太政入道も此の事を申し宥めんが為に、山門の奏状並びに

私の書状を帯して院參せられけれども、御風氣<sup>かざけ</sup>の由仰せ有つて、御前にも召されざる間、入道齎り深くして罷り出でられけり。

『闘諍録』卷一之下は、十二卷本では卷二に該当する巻であるが、その冒頭部分には、他の諸本同様に、白山事件の關係者の処罰を求めて山門大衆が強訴したため、その責任を問われた明雲座主の処罰に關する一連の叙述がある。その特徴としては、

①明雲の後任として天台座主に就任する七宮（覺快法親王）に對する批判的な立場がうかがわれること

②明雲流罪をめぐる大衆の反発が詳細に描かれていること  
の二点があげられる。以下、この部分について、問題点を確認しておく。

まず①に關しては、①「二 宮、成二天台座主一事」において、「伝教大師の記文」なる未来記の存在を示し、へ王子が座主になる時は末世である」という批判が示され、へ末世の世である」と人々の言葉を紹介している。この部分は、たとえば延慶本は、

十一日、七宮、天台座主ニナラセ給。鳥羽院第七宮、故青蓮院大僧正行玄ノ御弟子也。 (二 七宮天台座主ニ補給事)

という、きわめて簡略な記録文であることから、『闘諍録』が示す七宮への批判は特異といえるだろう。『闘諍録』が示す「大師の記文」なるものについては明かではないものの、続く㉓「三 明雲、可被行罪科宣旨状」に示されている宣旨は、『玉葉』にも記載され、

また『盛衰記』にも見えている。『鬪諍録』が何に依拠したのかは明確ではないものの、『鬪諍録』作者が外部の文献への関心を示し、それを物語世界に取り込もうとする姿勢を見せているといえるのではないだろうか。それは続く④「四 山門大衆奏聞状 并送副入道相国方之状」において、山門大衆が明雲の処遇めぐる不満を訴えるための「奏聞状」をしたためて法家へ訴えようとし、さらには、清盛に私信を送って奏聞状の取り次ぎを依頼するなどの独自の展開が描かれ、さきの『鬪諍録』本文の引用に際しては省略したものの、実際には「宣旨」「奏聞状」「清盛宛私信」はすべて収録されており、『鬪諍録』作者の並々ならぬこだわりを見てとることができる。

#### 四

『鬪諍録』において、覚快法親王への批判的な立場がうかがわれることについて、源健一郎氏は、この記事の背景には門跡の対立があるのではないかとの見解を示された<sup>(8)</sup>。すなわち、覚快法親王は青蓮院門跡であることから、覚快法親王に対する批判は、青蓮院門跡と対立し、明雲が所屬する梶井門跡からのものであるとの指摘であるが、ここでは当時の歴史的状况をものがたる資料として、三条実房の『愚昧記』の記述に着目したい。

七宮覚快法親王の天台座主就任について、関連すると思われる『愚昧記』の記述を示すと次のようになる<sup>(9)</sup>。

・安元三年五月六日条

申刻許参三条殿、晚頭帰歟之後、以清光示給云、「以光能朝臣、自院仰給云「大衆可参洛之由」云々。今夜行幸法住寺殿、暫御経廻如何」。申云、「行幸条、不可候事也。任例早可被防切堤。動及行幸之儀、尤不便事也」。凡近日連夜京中騒動奔走云々。如此事、是偏是末世之令然歟<sup>(マ)</sup>。

・同年五月七日条

伝聞、七宮可補座主給云々、檢非違使被召立了云々、吉凶繩之調已是歟<sup>(傷カ)</sup>。

・同年五月八日条

参七宮、則拜謁之後、頃之退出。宮示給云、「可補座主者、内々可蒙仰歟。而未有其事。付被仰之詞可申子細也。而全無承仰事。只人々告示也。凡ハ齡未闌、只今無天台座主之望、況於近日者哉。明雲門徒広者也。大衆等定弥蜂起歟。無極之不祥也、已是可云勅勸歟」云々。参上西門院、欲令申此旨。而以閭巷之説難申此事歟。今日可被補之由、權中納言来示。是依催可奉行之故云々。於被補了者、又申而無益歟云々。余申云、「仰旨可然歟。但已是理運事也。偏令固辞申給、冥頭有恐歟。随内々自院不令申御之条、頗不審。有不快之氣歟。其上令固辞申給者、可有憚事也。雖令補給之後、一旦実ニモ如上西門院ニ令申子細給、何事候哉」。



訓読文をもって示すと次のようになろう。

安元三年五月六日条

申の刻許りに三条殿へ参り、晩頭に帰らんかの後、清光を以て示し給ひ云はく、「光能朝臣を以て院より仰せ給ひて曰く、『大衆参洛すべき由』と云々。今夜法住寺殿への行幸、暫く御経廻は如何」と。申して云はく、「行幸の条、候はざるべき事なり。例に任せて切堤を防がるべし。動もすれば、行幸の儀に及ぶ、尤も不便の事なり」と。凡そ近日連夜の京中騒動奔走と云々。此の如き事、是偏に末世の然らしむるか。

同年五月七日

伝へ聞く、七宮座主に補せ給ふべしと云々。檢非違使に召し立てられんぬと云々。吉凶の繩の偈は已に是か。

同年五月八日条

七宮に参り、則ち拜謁の後、頃之退出す。宮、示し給ひて云はく、「座主に補すべき者は、内々仰せを蒙るべきか。而るに未だ其の事有らず。仰せらるゝ詞に付きて子細を申すべきなり。而るに全く仰せを承る事無し。人々告げ示すなり。凡そは齡未だ闕けず。只今天台座主の望み無し。況や近日の者においてをや。明雲は門徒広き者なり。大衆等、定めて弥蜂起か。極り無き不祥なり。已に是れ勅勸か」と云々。上西門院に参りて、此の旨を申さしめんとす。而るに閭巷の説を以て、此の事申し難

きか。今日補ざるべきの由、権中納言来たりて示す。是く催すに依つて、奉行すべき故なりと云々。補されんぬ者においては、又申すに無益かと云々。余、申して云はく、「仰せの旨、然るべきか。但し、已に是理運の事なり。偏に固辞せしめ申し給ふは、冥顯恐れ有らんか。内々に随ひて院より申さしめず御します条、頗る不審なり。不快の氣有らんか。其の上固辞せしめ申し給はゞ、憚る事有るべきなり。補し給はしむ後と雖も、一旦実にも上西門院に子細を申さしめ給ふが如し。何事か候はんや。」

覺快法親王の座主就任は、『百鍊抄』等によれば安元三年五月十一日のことであり、ほとんどの『平家物語』諸本も同日のこととする。しかし、『闘争録』のみ「五月七日」とするが、これは『愚昧記』同日条に見える七宮が座主に就任するという風聞を承けての記述ではないだろうか。『愚昧記』翌五月八日の条には、実房自身が七宮に拝謁し、その際の二人の会談の内容が記載されている。七宮は、①座主就任が決定したにもかかわらず、本人に内示がないこと、②自身は何も伝えられていないのに、人々がこのことを述べていること、③自分はまだ年齢が若いことなどを挙げ、座主就任を望んでいないことが述べられている。当時、七宮は四十四歳であったが、当人としては座主としては若すぎるといふ認識があつたのであろうか。座主就任に否定的な七宮に対し、実房は④七宮の座主就任は理に叶つたことであり、⑤むしろ固辞することは冥顯の恐れありとして、

七宮に座主就任を勧めているが、七宮本人にはいくばくかの不満があったと思われる、また、前々日の五月六日の条には、「末世」という言葉も見えており、この部分の叙述の背景として、門跡の対立状況を考慮せずとも、当時の記録文献等をふまえることによって、成り立ちうる本文といえるのではないだろうか。

## 五

続いて、明雲の処罰をめぐる『鬪諍録』の記述について。『鬪諍録』では、①五月十二日に明雲が職務を停止され、へ水火の責めすなわち水と火を使わせないようにする刑罰に及んだとする。そして、②十五日には死罪を一等減じて遠流とすることを、法家の判断に委ねたとする。③大衆はそうした明雲に対する措置の不当性を奏状としてしたため、福原の清盛のもとに送り、取り次ぎを依頼する。すなわち、『鬪諍録』においては、③における大衆の反発は明雲の流罪に向けられているのである。さきに引用した『鬪諍録』本文において省略した、「大衆の奏状」の冒頭部分も、明雲の流罪に反対する次のような文言になっている。

右、座主は是れ法燈を挑ぐるの職、戒光を伝ふるの仁なり。若し重科に処し配流せられば、豈天台の円宗忽ちに滅び、菩薩の大戒永く失はるるに非ずや。茲に因つて、我が山開闢の後、貫主の理乱是れ異なりといへども、一山の安危時に随ふといへど

も、只<sup>まじ</sup>敬のみ有りて都て<sup>ば</sup>流罪の例無し。

ところで延慶本の当該箇所は次のようになっている。

十二日、先座主、所職ヲ被<sup>レ</sup>止之上、檢非違使二人付テ水火ノ責ニ及<sup>レ</sup>。此事ニヨリテ、大衆又奏状ヲ捧テ憤申ス。猶可ニ參洛<sup>ニ</sup>之由聞ケレバ、内裏并ニ法住寺殿ニ軍兵ヲ被<sup>ル</sup>召集<sup>ス</sup>。京中ノ貴賤騒アヘリ。大臣、公卿馳参ル。(三 明雲僧正流罪定事)

傍線部分に見るように、延慶本における大衆は、明雲がへ水火の責めを受けたことに対して奏状をしたためて憤っているのであるが、奏状については記載されていない。大衆の怒りが水火の責めに向けられている点は、『鬪諍録』以外の諸本に共通しており、大衆の憤りの対象をめぐって整合性を有するのは『鬪諍録』と見ることができる。『鬪諍録』は他の諸本に見えない独自の資料をうまく使いこなしているのである。

さて、明雲の罪科は、④「五 明雲罪過被<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>輕重<sup>ニ</sup>僉議」において描かれる公卿僉議の場で決定される。当日の議事は、末座の藤原長方が、「猶預に及ぶべき議か」すなわち、明雲の罪科は問うべきではない旨を発言し、出席の諸卿は「悉く長方卿の儀に付」いて、「同じ申」したことによって決着をみるかと思われたが、「法皇の御感齎り深」く、一転流罪が決定したことが描かれている。この一節をめぐって学術文庫本は、へ長方の発言によって結論が出たにも関わら

ず、冒頭に太政大臣師長と右衛門督藤原忠親、そして長方の三人の名を挙げたことによる文脈の混乱」を指摘している。つまり、長方の発言であることが、最後になってわかるという表現のわかりにくさがある、ということである。

この公卿僉議については、『玉葉』安元三年五月二十一日の条に次のように記されている。訓読文をもって示す。

太政大臣・右衛門督藤原朝臣・長方朝臣等、定め申して云はく、  
 法家所当の罪状を勘へ了んぬ。一等を減じ配流す。異議に及ぶべからざるか。但し、その罪謀反に涉る由これを勘へ申す。理然るべしと雖も、事訴訟より起り、裁報を蒙らんため、衆徒を催し、陣頭に参らしむ。その間の狼藉の事、若しは凶らざるに出づ。偏に謀反に処し難きか。然りと雖も衆徒の騒動、かれの結構たる由、既に以て露見あれば、豈霜刑を遁るべけんや。須らく法に任せ行はるべき処、明雲は一条妙経を以て公家に授け奉り、菩薩淨戒を以て、法皇に授け奉る。而るに忽ちに還俗せしめ、流罪に処する条、頗る予議に及ぶべきや。宜しく勅定に在るべし。右大臣、中宮大夫藤原朝臣等、定め申して云はく、  
 大略長方朝臣定め申すに同ず。

『玉葉』における公卿僉議の結論としては、法家の判断として流罪とされていたにもかかわらず、僉議の場では明雲の流罪は支持されず、後白河院の勅定に委ねるといふ、『闘争録』と同様の展開であつ

たことが知られる。そして、注意されるのは、『玉葉』の記述における傍線部分をつなぎ合わせれば、それはそのまま『闘争録』の当該記事となるということである。その意味では、『闘争録』における公卿僉議の叙述は、『玉葉』の記述内容に依拠して作られていると考えよう。

『玉葉』の末尾に「大略長方朝臣定め申すに同ず」とあるように、明雲の罪科を問うべきではないとする僉議の結論は長方の発言であったということになるが、傍線を付した冒頭部分には、「太政大臣・右衛門督藤原朝臣・長方朝臣等、定め申して云はく」とあるように、太政大臣（藤原師長）および右衛門督藤原（忠親）の名も記されており、発話者が誰かという点については、『玉葉』自体が曖昧な記述になっているのである。つまり、『闘争録』における長方の発言のわかりにくさは、実は『玉葉』に見るような記述に由来することになる。

## 六

『闘争録』巻一之下の冒頭部分の特徴について、その独自記事のあり方を見てきたが、その背景に依拠資料が存在していると思われること、その依拠資料については手を加えることなく、『闘争録』の叙述に取り込んでいるようである。当該箇所についていえば、『闘争録』以外のテキストに略述・抄出という特徴を見て取ることができるといふように思う。

こうした依拠資料を取り込むことは、『鬪諍録』の独自記事である東国関係の叙述のあり方とも当然関わってくるが、外部資料を作品内部に取り込むとする『鬪諍録』姿勢をどう見るべきか、この作品全体にかかわる基本的な問題の一つといえよう。

(原稿提出日 平成二十年九月十六日)

## 注

- (1) 『源平鬪諍録』その千葉氏関係の説話を中心として(『東京工業大学人文学論集』1、一九七五・二二、『日本文学研究大成平家物語I』に再録)、「千葉妙見宮の古伝承と『源平鬪諍録』」(『妙見信仰調査報告書』(二)一九九三・三)、「房総の御家人について——『源平鬪諍録』の頼朝拳兵説話と『六条八幡宮造営注文』の御家人交名——」(『中世の社会と武力』吉川弘文館、一九九四)など。
- (2) 「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰——『源平鬪諍録』成立の前提——」(『千葉県史研究』6 一九九八)
- (3) 福田「講談社学術文庫『源平鬪諍録』(下)「あとがき」、二〇〇〇」、野口「坂東平氏と『平家物語』——上総介広常・『源平鬪諍録』・畠山重忠のこなど」(『軍記と語り物』38 二〇〇二・三)、福田「『源平鬪諍録』の成立過程——千田合戦と伊藤三女の二説話を中心に——」(『千葉県史研究』11 別冊「中世の房総、そして関東」二〇〇三・三)
- (4) 櫻井陽子氏「延慶本平家物語(応永書写本)の本文改編についての一考察——願立説話より」(『国語と国文学』79・2 二〇〇二)等の一連の御論考。
- (5) 「源平鬪諍録に見える南都本的本文について」(『日本文学史論——島津忠夫先生古稀記念論集』、一九九七)
- (6) 『源平鬪諍録』考——本文の性格をめぐって——(上)(下)(大谷女子大学紀要14・1、14・2、一九七九、八〇)
- (7) 『一代要記』保安四年七月十八日条

- 衆徒昇<sub>レ</sub>日吉七社神輿<sub>一</sub>入洛。官兵奉<sub>レ</sub>防之間、奉<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>河原畢。忠盛朝臣於<sub>レ</sub>越前国、擲<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>神人<sub>一</sub>之故也。又大衆籠<sub>レ</sub>祇園之間、遣<sub>レ</sub>忠盛・為義等、被<sub>レ</sub>追罰<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>裁許。河原神輿、奉<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>赤山。
- 二代要記「保延四年四月二十九日条
- 台嶺衆徒、捧<sub>レ</sub>三社八王子客人十禪師並祇園北野京極寺等神輿、參<sub>レ</sub>陣頭。加賀庄下司、可<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>馬上之由、訴<sub>レ</sub>申之。蒙<sub>レ</sub>裁許、衆徒奉<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>神輿<sub>一</sub>畢。
- (8) 「源平盛衰記と天台園——青蓮院門跡関与説の検証」(『中世文学』49号、二〇〇四)

- (9) 『愚昧記』の引用は『陽明叢書・記録文書篇六輯』により、高橋昌明氏ほか「『愚昧記』安元三年(治承元)春夏記の翻刻と注釈(下)」(『文化学年報』23号、二〇〇四)を参照した。

\*使用テキストは、『鬪諍録』は講談社学術文庫本、『盛衰記』は慶長古活字版、長門本は岡山大学本(翻刻)を用いた。

本稿は、平成二十年度科学研究費補助金基盤研究(C)「『源平鬪諍録』を基軸とした古代中世東国をめぐる軍記文学の基礎的研究」(課題番号一九五二〇一三三)による成果の一環である。